

マイナンバーカード 出張申請サポート

対象団体

- 尾道市内に事業所や事務所を置く**企業等**
- 尾道市内で活動する**団体等**

市職員が市内の事業所や地域団体等を訪問し、マイナンバーカードの申請受付を行います。無料で申請用顔写真の撮影を行い、申請手続きを行います。マイナンバーカードは、後日郵送で自宅（住民登録地）に送付することもできます。

STEP1 事前の 手続き

- ・「出張申請サポート申請申込書」を市民課に提出
- ・日程調整
- ・申請者名簿の提出
- ・当日持参するもの（裏面参照）を申請者にお知らせください。



STEP2 当日

- ・市職員が指定する会場に出張し、「本人確認」「必要書類の確認」「写真撮影」等を行います。
- ・暗証番号を提出用紙に記入します。（マイナンバーカードには暗証番号の設定が必要です。）



STEP3 交付

- ・作成したカードは、市役所へ受け取りにお越しいただくか、「本人限定受取」または「簡易書留」で郵送します。



ご利用の条件

- ・申請希望者が概ね10名以上見込まれること
- ・申込団体が、申請会場及び机や椅子等の備品や電源を準備できること
- ・申請者の氏名・住所・生年月日を記入した「マイナンバーカード申請者名簿」を事前提出できること
- ・受付当日の申請者への案内や誘導を申込団体が行うこと
- ・申請日時、会場、必要な書類、交付申請が可能な人の条件を申込団体が周知すること

注意事項

- ・実施日時は火曜日から金曜日の10時から16時までです。
- ・当日は申請者ご本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人とともに）が会場にお越しください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用にご協力ください。また、発熱や咳などの風邪症状、体調のすぐれない場合は来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルスの感染状況等により、中止または延期させていただく場合があります。

お申込み・お問合せ先

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号
TEL 0848-38-9160

尾道市役所 市民課住民係
FAX 0848-37-7260

尾道市HP



当日持参するものについて

- ①通知カード（令和2年5月以前に交付を受けている人）
- ②本人確認書類（次のいずれか）
 - ・ A2点
 - ・ A1点 + B1点
 - ・ B2点（通知カードの返納がある場合）
- ③住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
- ④マイナンバーカード（お持ちの人のみ）



通知カード見本

※通知カードを紛失し、B2点を用意する場合は、マイナンバーカードの郵送ができないため、後日送付する照会回答書（はがき）等を市役所の受取場所にご持参ください。

本人確認書類について

A	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（写真付きに限る） など
B	健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、子ども医療費受給者証、母子健康手帳、社員証、学生証、小型船舶操縦免許証 など

郵便の受け取りについて

カードの受取方法は、次の(1)または(2)になります。

(2)の郵送で受け取る場合、会場で暗証番号設定依頼書を提出していただきます。

なお、郵送での受け取りは、会場で必要書類がそろっていないとできませんので、ご注意ください。

(1) 市民課または支所で受取

申請から約1カ月から1カ月半ほど後、市役所からマイナンバーカードの準備ができた事をお知らせする交付通知書が送付されます。

市役所でカードを受け取る場合の本人確認書類は、A1点またはB2点です。その他、受取に必要なもの等は、交付通知書に同封の案内または尾道市ホームページ「マイナンバーカード（個人番号カード）」のマイナンバーカードの受け取りについてをご覧ください。

(2) 住所地に郵送（本人限定または簡易書留）

申請から約1カ月から1カ月半ほど後、市役所から本人限定受取郵便又は簡易書留で、ご自宅（住民票の住所）に送付します。

本人限定郵便は、先にご本人宛に到着通知書が届きます。受取は、名あて人に配達または郵便窓口で受取のいずれかの方法になります。受取時は、本人確認書類（運転免許証・保険証等）の提示が必要です。なお、ご本人以外は受け取り出来ません。

簡易書留は同居する家族でも受取可能です。不在等の場合は郵便局にお尋ねください。なお転送はできません。